

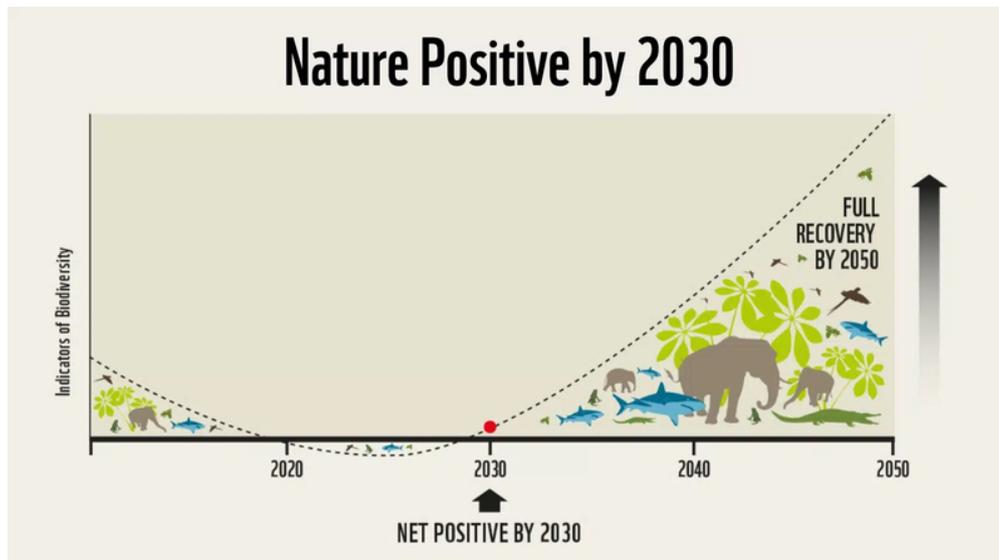
# ネイチャーポジティブに資する これからの自然関連情報開示に向けた 5つのキーマッセージ

国際自然保護連合日本委員会事務局  
2024年4月10日

2023年9月に自然関連財務情報開示枠組みタスクフォース（TNFD）により、開示枠組み（v1）が発表され、この枠組に則ってこれから開示をすることを宣言した先進企業（アーリーアダプター）が日本は80社と世界最多であることが分かりました。日本企業の枠組み構築の検討や、枠組発表後の意欲的なコミットメントを力強く思うとともに、今後の開示を巡る動きが、そもそもの目的である「ネイチャーポジティブ（\*）に資するよう展開されることが大事です。

日本の主要な自然保護団体で構成される国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）に参加する市民団体有志では、現在注目が高まるTNFD枠組に基づく開示を巡って、下記5つのキーマッセージをまとめました。なお、このメッセージは、各社の開示が準備されている初期時点でまとめたものであり、必要に応じて見直す必要があります。

大企業だけに出したメッセージではなく、事業者としてあるいは投融資の中で自然関連情報の開示を見る金融機関、中小企業、自治体、NGO、日本社会全体へのメッセージとなっています。



\*ネイチャーポジティブとは、「2020年を基準として、2030年までに自然の喪失を食い止め、逆転させ、2050年までに完全な回復を達成する」というIUCNやTNFD、BusinessforNature等が参画するネイチャーポジティブイニシアティブの定義を採用します。この定義も含めたネイチャーポジティブをどう捉えるべきかを考える指針について、IUCN-CEMでは「Nature Positive for Business」という書籍でまとめています。

## Key Message 1

**ネイチャーポジティブの実現には、社会変革（Transformative Change）が必要であり、あらゆる選択肢・手法を通じて、自然の損失を回避し、回復の取組を社会に対して働きかける必要がある。**

生息地の改変・過剰利用・気候変動・汚染・外来種および自然への適切な働きかけの低下によって起きる生物多様性の危機は、大きな要因である事業活動とともに、個々人の暮らしから社会制度まで、多様で複雑な背景要因があります。これら課題・自然に根差した解決・社会制度改革の道筋をまとめたのが昆明モンテリオール生物多様性世界枠組み（GBF）の23の目標です。

TNFD枠組に基づく開示がまだ検討段階であっても、重要地域や脆弱な地域では生物多様性保全のための行動は加速されるべきです。一方、それは寄附や支援等を通じた既存の自然保護活動を減退させるものでもなく、また、これまでの支援と置き換えるべきものでもありません。TNFDは、企業活動の本業の中でネイチャーポジティブを実現する手段の一つです。

## Key Message2

**開示は目的ではなく、自然の危機や価値を考慮する経営改革を促すためのプロセスである。**

現代の社会や経済は自然の損失を加速させるネイチャーネガティブな状況であり、既存のビジネスモデルを検討し改善することなく追認するような開示、あるいは、ネイチャーネガティブな事実を粉飾する開示は求められていません。

TNFDに基づく開示は、自社の自然とのかかわりを理解する機会と捉えるべきです。サプライチェーンの上流と下流において自然との関係を明らかにしてこそ、どんな定量的データが自社の経営判断の役に立ち、外部にも意味ある情報開示につながるかが判断できると考えます。

自然関連情報開示を進める企業には、社内およびNGOや地域住民を含む利害関係者と話し合いながら、国内外の自然の危機と価値の理解および企業としての自然と向き合い方を過去およびこれからに渡って示してほしいと考えます。

拙速に開示し、長く見直されないものより、段階的な開示のプロセス、反復的な（開示内容に広く意見を集め、更に内容を改善するというやり取りのある）開示プロセスを経て、ネイチャーポジティブ経営に近づいていくようなプロセスが大事です。

このプロセスに時間と資金および人員をしっかりと割いて欲しいと考えます。経営陣・幹部・現場のあらゆる層での理解は重要であり、自然に造詣の深い取締役、幹部、現場スタッフの配置や人材育成、対話のための予算と権限の付与も重要です。

## Key Message3

**自然全体を捉えるべきである**

自然を捉える際に、検討しやすいところから始めるメリットは否定しませんが、特定の生態系（たとえば森林）やその生態系サービスの評価を、その生態系の面積やフットプリントという負荷だけで理解できたとするのではなく、地域の自然を構成する生態系の多様性、連続性や健全性、構成する種の視点をもって検討することをつづけて欲しいと考えます。

GBFを受けて、生物多様性クレジットやオフセットの検討も国際社会でも始まっていますがこれは開発行為にとっての安易な免罪符ではなく、回避や緩和のミティゲーションヒエラルキーを含むIUCNのオフセット原則等を基に、関係する地域やその周辺も含めた綿密な検討を踏まえて選択されるべき生物多様性保全の選択肢です。

TNFD開示提言の図9が示す通り、自然を資本として見ることは企業にとって重要な認識ですが、自然から、自然資本”だけ”を取り出してリスクや対策を検討することは、自然全体に迫るリスクを見落とすことになり、自然全体を捉えた見方が重要です。

同時に、企業内で理解されやすい指標が必要であることにも賛同します。生物多様性は複雑で分からないから取り組めないということにならぬよう、多少の不具合は合っても使いやすい指標を作り（社内で）合意して意思決定プロセスで使っていくことが大事です。IUCNでは、種と生態系のレッドリストで蓄積されたデータを活用したSTARという定量化手法を軸とした測定方法などが研究されています。数値目標や指標についても、順応的に組み入れ、改善していくことが重要です。

また、気候変動との連動も重要です。

日本企業は、気候変動緩和策の一つとして再生可能エネルギーへの転換、業種によっては再エネ100%をめざす企業もあります。しかし、日本においては、自社で再エネを調達する中で、生物多様性上重要な地域や脆弱な地域での風力開発の建設が残念ながら起きているのが現状です。【\*1】

これら気候変動対策がもたらす自然への負のインパクトを、TNFD枠組での開示の中でも考慮することが大事であり、自然関連情報を読む金融機関においても、リテラシーを上げていく必要がある領域と考えます。

\*1 例えば、

日本自然保護協会「大型陸上風力発電計画の自然環境影響レポート」（2023）  
<https://www.nacsj.or.jp/media/2023/04/35101/>

## Key Message4

### 行動は、地域景観レベルで、 順応性や透明性を確保し、協働で取組まれるべきである

行動を講じる場合には、地域や流域全体で取組むことが理想です。思いのある一社の取組が、無知の一社の取組で台無しになることは残念ながらあります。事業所に必要な水資源も、一企業が独占できるものではなく、流域全体の調整の中で活用できるものです。地域の自治体・企業・住民・NGO等が参加することがネイチャーポジティブの実現には欠かせません。特に、途上国では、先住民地域共同体や自然への依存度の高いコミュニティもあり、自社の調達で原材料の調達先の環境に及ぼす影響を把握し、影響を最小化する対策が必要です。さらに、地域の自然資源利用を持続可能なものとなるよう、支援・能力養成をすることも考慮すべき取組です。

自然に対する行動は、入手可能な情報を用い、複数の仮説を用意して試行を繰り返し改善を図る順応的アプローチが必要です。また、取組やその根拠の明確さなどの公開性や透明性も重要です。生物多様性保全に配慮した原材料を使用していると広報していても、ネイチャーポジティブにネイチャーポジティブにつながっているのか市民や消費者に確認できない事例があります。

勿論、科学的な不確実性や情報不足を口実に対策を拒否または遅らせることは予防原則の観点からも避けるべきで、必要な情報を得るところからも、NGO等と協力して取組むことが重要です。自然に対する行動に、今後、大きな規模で資源を投下して取組むことを期待します。

ネイチャーポジティブに向けて、企業が独自に率先して取組むことも推奨されることですが、バリューチェーンや事業所のある地域の生物多様性地域戦略等に関り、その実施への支援や能力養成を通じた地域全体としてのネイチャーポジティブの実現を目指すという協働型の取組も、企業として考慮すべき対策の選択肢と考えます。

また、自然関連情報開示の中で、ネイチャーポジティブに関するチャンスを正しく分析し、観測や自然再生技術の市場拡大、保全に資する持続的サービス（作物、商品、不動産等）の市場内での差別化など、その企業が今後さらにさまざまな価値創出に向けた様々な提案も、市民団体として期待をもって見ていきたいと考えます。

## Key Message5

### 社会全体で、ネイチャーポジティブ経営への転換を支援する必要がある

ネイチャーポジティブにつながるTNFDは、企業だけの取組では実現しません。多様な利害関係者の対話の中で、合意あるいは納得できる自然の定量化の更なる改善、業種毎に必要なツールの整理など引き続き、TNFD 開示枠組みやそれを支援するツール自体を改良するような社会全体からの企業への支援が必要です。

国においても適切に取り組む企業が負担を背負い込むことのないよう、透明性や公正な競争の確保の観点で規制や奨励措置等、国が講ずべき措置を検討することも重要です。

地方自治体は、生物多様性地域戦略等の立案を通じて、重要地域や脆弱地域、必要な対策を提示し、地域で活躍する企業に提示することが重要です。あわせて、企業と住民やNGO等の協働や、必要な場合適正な規制・奨励措置・補助金の導入、公共調達の指針に環境配慮を導入することで企業活動を促進し、相乗効果の高い行動を促せます。

NGOも、TNFDについての理解をさらに深め、地域の企業による事業と自然との関りを深く理解し、また、自然に向き合ってきた専門家として、企業の本業に対してネイチャーポジティブになれる提案ができるよう能力向上をはかる必要があります。

ネイチャーポジティブは社会変革であり、自然保護NGOを含め、誰かが正解を持っているものではなく、対話し、信頼関係を作り、地域で形作っていくものです。さまざまな立場の人が意見を交わすことができる場が、ネイチャーポジティブにつながるTNFDの実現には欠かせないと考えます。



**THE BIODIVERSITY PLAN**  
For Life on Earth

#### キーメッセージの作成に関わった団体

- ・ 公益財団法人日本自然保護協会
- ・ 認定NPO法人野生生物保全論研究会
- ・ 特定非営利活動法人アースデイ・エブリデイ
- ・ 一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパン